

令和3年8月24日

令和3年第8回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和3年8月24日玉川村就業改善センター産就室に於いて第8回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(14名)	1番 小針 金之	8番 八木 喜孝
	2番 鈴木 正志	9番 小針 保敏
	3番 鈴木 正浩	10番 倉鎌 利治
	4番 石森 博信	11番 有賀 昇
	5番 須藤 安昭	12番 吉村 明美
	6番 高林きくみ	13番 仁井田 健
	7番 渡邊 利秋	14番 眞弓 泰行

◎ 欠席委員 無

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

12番 吉村 明美 14番 眞弓 泰行

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に、議案第31号番号1の調査員 小針保敏委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 9番委員 議案第31号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(小針 保敏)

8月18日、高林浅光推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、中宇後作田■■■番■■■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、被設定人の■■■■さんと設定人の■■■■さんに話を伺いました。

設定人は、■■■■に■■■■の家族4人で住んでいるが、子供の成長に伴い、居住スペースが不足し、新しく住居を購入しようと思ひ、今回5条の申請となった。なお、設定人の■■■■さんは■■■■さんの■■■であり、転用にあたっての利害関係は問題ない。

申請地は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、他に宅地と成りえる候補地が見つからないことから、転用は可能。また、排水については、雨水は自然浸透及び南側村道対面既設側溝に排水し、汚水雑排水は合併浄化槽により浄化処理後、同じく南側村道対面既設側溝に排水する。

設定人・被設定人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第31号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第31号番号1は、原案どおり可決されました。

次に、議案第32号玉川村農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に、議案第32号番号1の調査員 小針保敏委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 9番委員 議案第32号番号1について調査結果を報告いたします。

(小針 保敏)

8月18日、高林推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。申請地は、中宇道上■■番■■で登記地目は田、現況地目は畑であります。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には『農業振興地域の整備に関する法律』第13条第2項に定められているとおり、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、■■■■の駐車場を拡張するために既存倉庫を移転するため当該農地に移転する。なお、当該農地付近に倉庫敷地に成りえる土地がないことから、適切と思われる。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地の東側は農地があるが高低差があり容易に隣の農地へは行けない。また、東側以外は宅地に囲まれており、農地の集団性がないことから、農作業の効率化に影響がないと思われま。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無く、面的な広がりはないため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われま。

次に、同条第2項第4号の「農用区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等を行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われま

す。次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第32号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第32号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第33号非農地判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第33号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第33号は、原案どおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回日程 令和3年9月24日(金)午後1時30分
玉川村就業改善センター 1階 産就室

◎ 議 長 その他ありませんか。

(なしの声あり)

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 八木職務代理者

◎ 午後2時10分総会終了